## 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:行政評価局総務課、政策評価官室 政策体系上の位置付け 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国 施策名 民への説明責任の徹底 行政改革の推進 政策3 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実 総務省は、 各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、 施策の概要 府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価(統一性・総合性 確保評価)及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動(客観性担保評価 活動) を実施 【評価結果の概要】 (1) 必要性 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性 を高めるための仕組みは、必要不可欠。 下記のとおり、測定指標に係る目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、充実・強化を 図るための取組が必要。 (3) 効率性 総務省が行う統一性・総合性確保評価については、処理に長期間を要しており、評価結果の早期の政策 への反映を図るために、一層の効率性の向上が必要。 (4) 反映の方向性 ・重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みの検討 ・規制の事前評価の円滑な実施の推進 ・政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開 等 施策に関する 評価結果の 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 概要と達成す べき目標等 基本目標・指標の 基本日標 主な指標 目標値 月標年度 16年度 17年度 18年度 設定根拠・考え方 効果的かつ効率的な行政は政策評価の的 各府省及び総務省 各府省における評 こおける政策評価 価の実施及び質の れるものであり、各府省において、これに資 する政策評価が行われていることが重要で の適切な実施及び 向上(実績評価方 対前年 18年度 55.5% 54.6% 質の向上並びに評 式における目標の 度比增 ある。したがって、各府省における評価の 価結果の政策への 数値化等の割合) 適時・的確な反映に 実施状況及び質の向上の状況を本政策の より、効果的かつ効 指標として設定する。 国民の政策評価に 率的な行政が推進 国民への説明責任は、基本的には政策評 されるとともに、政策 関する認識及び政 価に関する情報の公表によって果たされる 評価に関する情報 策評価の活用の状 ものであるが、説明責任の徹底状況は、国 況(アンケートでの 対前年 の公開により、国民 民の政策評価に関する認識及び政策評価 18年度 51.1% 60.0% 「政策評価につい 度比增 への説明責任の徹 の活用の状況によって判断されるものであ て知っている」との とから、認識及び活用の状況を本政策 底が図られること。 回答割合) の指標として設定する。 施政方針演説等 年月日 記載事項 (抜粋) 行政改革の重要方針 平成17年12月24 8 政策評価の改善・充実 日閣議決定 政策評価の改善・充実を図るため、 「政策評価に関する基本方針」 (平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。)等を踏まえ、 以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の 政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や 達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策 評価と予算・決算との連携強化を図る。 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改 善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。 関係する施政方 針演説等内閣 の重要政策(主 規制改革・民間開放推進3か年計 平成18年3月31 17年度重点計画事項 なもの) 規制の見直し基準の策定等 画 (再改定) 日閣議決定 規制影響分析 (RIA) の義務付け 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、 総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、 規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。 【平成18年度措置】 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、 積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこれを促進するために必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】